

にしがた



水のある風景

▲栗ヶ岳と水源地（加茂市）

Contents

- 政管健保は「協会けんぽ」に変わりました
- 障害厚生年金・障害手当金について
- 社会保険協会がおすすめする保健事業－無料です－

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル ^{イイロウゴ} 0570-05-1165

11月は「ねんきん月間」です

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp> 社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

【職場内で回覧しましょう】

平成20年10月1日から

政 管
健保は



「協会けんぽ」に変わりました (全国健康保険協会)

現在お持ちの被保険者証は引き続き使用できます

平成21年3月までに順次、新たな被保険者証に切り替えられますが、切り替えが完了するまで現在お持ちの被保険者証は引き続き使用できます。

※資格取得届等により10月以降新たに交付される被保険者証は記号がデジタル化されていますが、社会保険事務所に提出する届書に記入する事業所整理記号は今後も「かな記号」となります。

申請書等の提出先について

基本的に適用や保険料納付に関することは、これまでと同様に社会保険事務所に提出いただき、任意継続被保険者に関することや保険給付、保健事業に関することは、全国健康保険協会に提出します。具体的には下表のとおりです。

全国健康保険協会

健康保険給付に関すること

療養費、傷病手当金、高額療養費等の申請書

任意継続被保険者に関すること

任意継続被保険者資格取得申出書等

被保険者証、限度額適用認定証等に関すること

健康保険被保険者証再交付申請書、限度額適用認定申請書等

保険事業に関すること

生活習慣病予防健診申込書、特定健康診査受診券申請書等

貸付事業に関すること

高額医療費貸付、出産費貸付の申込書

社会保険事務所

事業所に関すること

新規適用届、適用事業所所在地・名称変更届等

被保険者資格に関すること

被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被扶養者(異動)届、月額算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、被保険者氏名変更届等

育児休業に関すること

育児休業等取得者申出書、育児休業等取得者終了届等

※資格取得届等の被保険者証が交付される届について、被保険者証は全国健康保険協会から交付され、確認決定通知書等は社会保険事務所から送付されます。

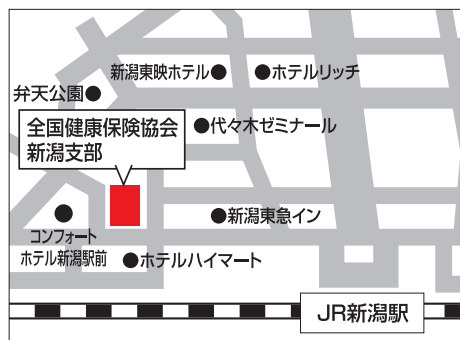
- お問合わせ先についても上表のとおりとなります。
- 健康保険被保険者証は、一般被保険者、任意継続被保険者とも全国健康保険協会から交付されます。(社会保険事務所からは交付できません。)

全国健康保険協会の受付窓口について

各都道府県ごとに設置されている支部が窓口となります。

新潟支部 〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階		
電話番号	代 表	025-242-0260
	任意継続、保険給付等に関するお問い合わせ	025-242-0262
	喪失後受診、交通事故の医療費等に関するお問い合わせ	025-242-0263
	健診、保健指導等に関するお問い合わせ	025-242-0264

当分の間、各社会保険事務所内に協会けんぽの受付窓口が設置されています。



※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

申請・届出は
郵送で

健康保険の申請・届出は支部あてに郵送していただければ結構です。
各申請・届出用紙は協会けんぽのホームページ (<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>) から印刷することができます。

障害厚生年金・障害手当金について

障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間中に病気・ケガで障害基礎年金1級または2級に該当する障害が生じたときに、障害基礎年金に上乗せする形で障害厚生年金（1級・2級）が支給されます。障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金の障害等級表に該当するときは、厚生年金保険独自の障害厚生年金（3級）が支給されます。また、厚生年金保険独自の障害厚生年金（3級）に該当しない程度の障害でも障害手当金*が支給される場合があります。

障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です（厚生年金保険の被保険者期間は、国民年金の保険料納付済期間とみなされます）。

※ケガや病気が5年以内に治った（症状が固定した場合も含む）・3級の障害よりやや軽い程度の障害が残ったときは、障害手当金（一時金）が支給されます。

◆障害の程度・納付要件

障害の程度を定めた障害等級表並びに保険料納付要件については、社会保険庁ホームページをご覧ください。

<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi03.htm>

障害認定日に軽い症状が、その後重くなったときは？

障害認定日に障害等級表で定める障害の状態になかった人が、その後65歳になるまでの間にその症状が悪化し、障害等級表で定める3級以上の障害の状態になったときは、本人の請求により、障害厚生年金が支給されます。



◆年金額

障害厚生年金・障害手当金の金額は、報酬比例の年金額に一定の率をかけた額で計算されます。また、1級・2級の障害厚生年金には、配偶者の加給年金額が加算されます。

〈報酬比例〉

平成15年4月前の期間に係る報酬比例部分

$$\left\{ \frac{\text{平均標準報酬月額}}{\text{報酬月額}} \right\} \times \frac{7.5}{1000} \times \left\{ \frac{\text{平成15年4月前の被保険者期間の月数}}{\text{月数}} \right\}$$

平成15年4月以降の期間に係る報酬比例部分

$$\left\{ \frac{\text{平均標準報酬月額}}{\text{報酬月額}} \right\} \times \frac{5.769}{1000} \times \left\{ \frac{\text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{月数}} \right\}$$

+

スライド率

$$\times 1.031 \times 0.985$$

〈障害厚生年金等の支給額〉

●1級

障害厚生年金	報酬比例の年金額×1.25
配偶者加給年金額	(227,900円)
障害基礎年金	990,100円
子の加算額	(1人目・2人目 各227,900円、3人目以降 各75,900円)

●2級

障害厚生年金	報酬比例の年金額
配偶者加給年金額	(227,900円)
障害基礎年金	792,100円
子の加算額	(1人目・2人目 各227,900円、3人目以降 各75,900円)

●3級

障害厚生年金	報酬比例の年金額
--------	----------

●障害手当金

障害手当金	報酬比例の年金額×2.0
-------	--------------

[594,200円未満のとき594,200円とします]

[1,168,000円未満のとき1,168,000円とします]

社会保険



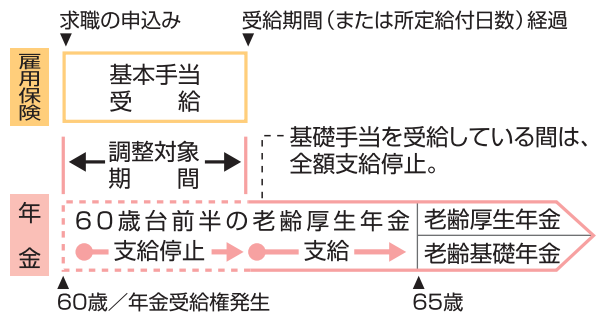
雇用保険の失業給付

Q 雇用保険の失業給付を受けると、いま現在受けている厚生年金はどうなりますか？

A 60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が、同時に雇用保険の基本手当（求職者給付）や高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金）を受けられる場合は、年金の全額または一部が支給停止となる調整が行われます。

雇用保険の基本手当の受給期間中は、年金が全額支給停止

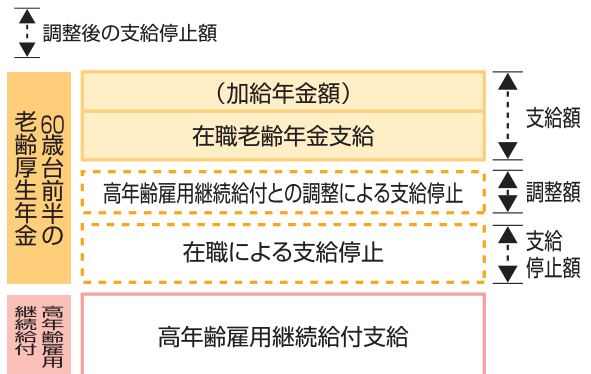
雇用保険の基本手当を受給する場合は、老齢厚生年金は全額支給停止となります。年金の支給停止の期間は、求職の申込みを行った月の翌月から基本手当の受給期間または所定給付日数が経過した月まで（調整対象期間）です。この期間中でも、基本手当支給対象日が1日もない月については、老齢厚生年金が支給されます。



高年齢雇用継続給付の受給期間中は、一部支給停止

高年齢雇用継続給付を受けている期間は、次のような調整が行われます。

- ① 60歳台前半の在職老齢年金のしくみにより、年金の調整が行われます。
- ② さらに、標準報酬月額と賃金月額（60歳到達時または離職時）に対する割合に応じた調整額が支給停止されます。
- ③ ①、②による支給停止額が年金以上である場合は、年金額が全額支給停止になります。（この場合は、加齢年金額も支給停止になります）



裁定請求の手続きのしかた



60歳台前半の老齢厚生年金の裁定請求を行うには、「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」と「老齢厚生・退職共済年金受給者支給停止事由該当届」を合わせて社会保険事務所等に提出します。

また、60歳台前半の老齢厚生年金を受けている方が、基本手当や高年齢雇用継続給付を受けるようになった場合にも、同様に支給停止事由該当届を提出します。（この場合は、「雇用保険受給者証」または「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」を添付します。）

基本手当の受給期間の経過や高年齢雇用継続給付の受給終了など、年金の支給停止事由がなくなったときは、自動的に年金が支給されます。

社会保険協会がおすすめする保健事業 無料 です

健康セミナーの開催（生活習慣病への挑戦）

◆健康は運動・栄養・休養のバランスからメタボリックシンドロームよさようならあなたの生活習慣病改善はどれ

- 〈運 動〉 ●現在の状況 ●体力測定
●不足する体力、必要とする運動
●有酸素運動 ●力のアップ
- 〈栄 養〉 ●栄養指導（実践付）
- 〈休 養〉 ●保養所の紹介 ●割引利用券

職場の健康づくり講習会への講師派遣

職場で働く皆さんの健康管理・健康保持増進の講習会等開催される場合、講師として「医師・保健師・栄養士・運動指導士等の専門家」を派遣します。

申し込み

新潟県社会保険協会のHP <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>の申込書をご利用ください。



日 時／毎週月曜日（祝日を除く） 午後1時から午後4時
会 場／大和新潟店8階 新潟市中央区古町7番町
相談員／保健師
主 催／財団法人 新潟県社会保険協会

12月の社会保険相談のご案内

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
トキのむら元気館※1 (佐渡市)	17(水)	13:30～15:30	柿崎商工会※2	17(水)	10:00～15:00
	18(木)	9:00～11:00	市民交流センター ネーブルみつげ	24(水)	10:00～15:00
小出商工会	10(水)	10:00～15:00	阿賀野市水原公民館※3	17(水)	10:00～15:00
長岡市役所栃尾支所	17(水)	10:00～15:00	村上市役所※3	10(水)	10:00～15:00
糸魚川市役所※2	10(水)	10:00～15:00		24(水)	10:00～15:00
	24(水)	10:00～15:00	十日町地域産業振興センター	11(木)	10:00～15:00
			クロス10	25(木)	10:00～15:00

●年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。

注）佐渡市の時間（朱書）は受付時間です。

※1. 1月から佐渡市の年金相談は予約制となり、会場も下記のとおり変更となります。

毎月 第3水曜日 午後1時半～午後4時半 佐渡中央会館（佐渡市佐和田）
木曜日 午前8時半～午前11時半 両津地区公民館（佐渡市両津）

予約連絡先 TEL.025-225-3008（新潟西社会保険事務所 庶務・年金給付課）

予約なしの相談も可能ですが、予約なしの方の受付は佐渡中央会館は午後3時まで、両津地区公民館は午前10時までとし、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。

※2. 糸魚川市と柿崎商工会の相談は予約制です。予約なしでも相談できますが、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。 予約連絡先 TEL.025-524-4115（上越社会保険事務所 庶務・年金給付課）

※3. 村上市と阿賀野市の相談は予約制です。予約なしでも相談できますが、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。 予約連絡先 TEL.0254-23-2128（新発田社会保険事務所 庶務・年金給付課）

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

■五泉商工会議所 [五泉市郷屋川1-2-9] ……毎月第3水曜日（10:00～15:00）

■小千谷商工会議所 [小千谷市本町2-1-5] ……毎月第4水曜日（10:00～15:00）

■阿賀町役場 [東蒲原郡阿賀町津川580] ……毎月第3水曜日（10:00～15:00）

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

「第11回新潟市民健康福祉まつり」に参加

平成20年10月12日に新潟市万代シティを会場に開催された「新潟市民健康福祉まつり」に（財）新潟県社会保険協会は、新潟県国民保険連合会と共同参加いたしました。会場の健康広場では健康についての楽しく学べるコーナーが設置され、多くの参加者でにぎわいました。

当協会の実施テーマは「メタボリックシンドローム対策」で、パネル展示や資料配布を行いメタボリックシンドロームについてより詳しく

学べるコーナーを用意しました。また、体力測定、保険相談、栄養相談、運動指導を実施しました。これらのコーナーには合計203名の方が参加され、皆さんの健康への意識の高さが感じられる結果となりました。

新潟県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康の保持促進のお手伝いとして、いろいろな健康づくり事業を行っておりますので、是非ご活用ください。

社会保険加入事業所の社会保険事務担当者(新任)講習会を下記の日程で行います

●開催時期・会場

上越地区	11月14日（金曜日）	国民年金健康センター上越	（上越市）
	12月 8日（月曜日）	ワークプラザ柏崎	（柏崎市）
中越地区	11月21日（金曜日）	ハイブ長岡	（長岡市）
	12月 5日（金曜日）	サンライズ南魚沼	（南魚沼市）
下越地区	11月27日（木曜日）	新潟市生涯学習センター	（新潟市）
	11月28日（金曜日）	県央地場産業センター	（三条市）
	12月 4日（木曜日）	新発田市カルチャーセンター	（新発田市）

※各会場とも午後1時30分開始

日頃の疲れを癒す、健康づくりと保養に松風荘



平成20年 平成21年
12/1～3/31（但し12月30日～
20年1月3日は通常料金です）

土曜日を除く

友だち、家族で語らいを!

- 1室3名様以上のご利用
 - 1泊2食/料理6品付
- 通常、大人お一人様7,500円のところ
5,900円 (税込)



閑静なたたずまい・落ち着いた10室

お申し込み・お問い合わせはお気軽に

健康保険
瀬波保養所 **松風荘**
〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29 電話 0254-53-3086

健康づくり
標語コンクール入選作品

見直そう 食生活から 健康づくり

財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページアドレス <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>